



# 埼玉県報

第 484 号  
令和 6 年(2024 年)  
1 月 26 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 埼玉県立図書館システム運用・保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（熊谷図書館）
- 一般国道 254 号の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道長瀬玉淀自然公園線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 463 号の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 埼玉県指定有形文化財の指定解除（文化資源課）

## 告 示

### 埼玉県告示第七十二号

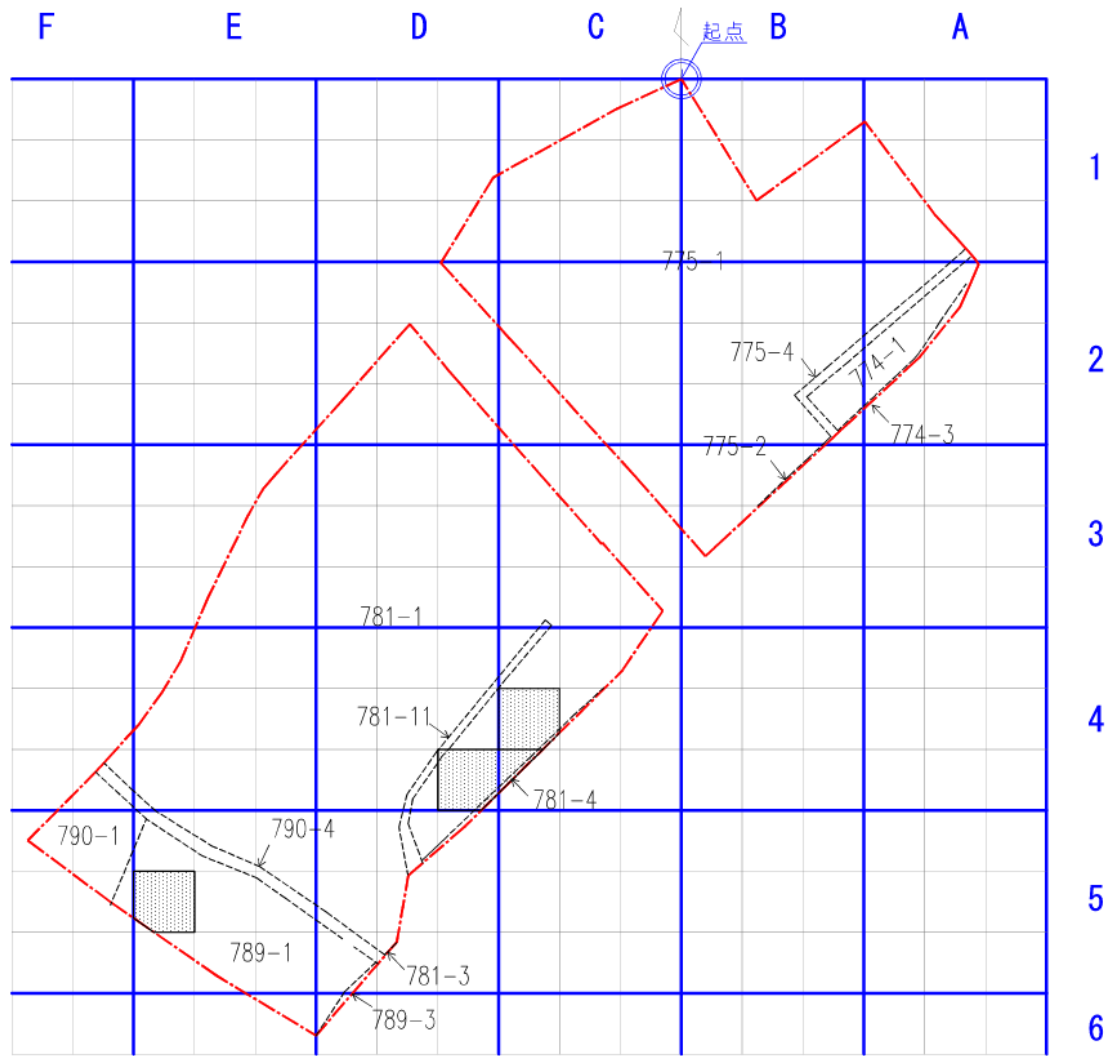
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第九百九十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和六年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字五反田七百八十一番一の一部、七百八十一番四の一部、七百八十一番十一の一部及び七百八十九番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

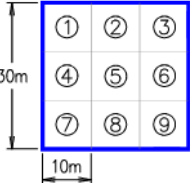
別図



起点  
 起点は埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字五反田  
 775-1の最北端とする

格子の回転角度 0°

- - - 敷地境界
- - - 地番境界
- 単位区画 (10m格子)
- 30m格子



起点

指定区域解除する区画

鉛及びその化合物

1  
2  
3  
4  
5  
6

## 告 示

### 埼玉県告示第七十三号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第七十四号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（数値図化）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

令和五年十二月七日から令和六年三月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第七十五号

測量計画機関である本庄市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

本庄市

### 二 作業種類

公共測量 数値撮影（デジタル） 地上解像度十センチメートル

### 三 作業地域

本庄市全域

### 四 作業期間

令和五年十月二十七日から令和六年三月十五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第七十六号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

白岡市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

白岡市全域

### 四 作業期間

令和五年十月十三日から令和六年三月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第七十七号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量）

### 三 作業地域

三郷市彦糸三丁目ほか

### 四 作業期間

令和五年六月十四日から令和五年十月三十一日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第七十八号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザ計測）

### 三 作業地域

烏川、神流川（高崎河川国道事務所管内）

### 四 作業期間

令和六年一月八日から令和六年五月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第七十九号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一八―五三―二号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字田波目字沖野五百六十番外十筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 百七十六・三九八立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇〇七五立方メートル毎秒

## 告示

### 埼玉県告示第八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立図書館システム運用・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立熊谷図書館システム管理担当 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年11月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋1丁目5番2号
- 5 契約金額  
60,423,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
志木市中宗岡一丁目一四二四番 三地先から同市上宗岡二丁目六 六〇番一地先まで		区 間
四二・二八〽 六四・九七	四二・二八〽 六四・九七	敷地の幅員 (メートル)
一一四六・六八		延 長 (メートル)
道路改良事業に よる。		備 考

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 長瀬玉淀自然公園線

三 道路の区域

新B	新A	旧A	旧 新 別
<p>秩父郡皆野町大字三沢字西山九八四番 一地从り同郡同町大字三沢字藤ノ木一 七九〇番一地从り</p>	<p>七九〇番一地从り</p>	<p>秩父郡皆野町大字三沢字西山九八四番 五地从り同郡同町大字三沢字藤ノ木一</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・八〇〇・二二・七四</p>	<p>五・四〇〇・一三・〇八</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八二六・〇〇</p>	<p>七五四・九一</p>		<p>延長 (メートル)</p>
			<p>備 考</p>



# 告示

## 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小島 茂

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十三号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>越谷市大字南荻島字戸井一二五五番一地先から 同市大字南荻島字戸井一二五六番地先まで</p>	<p>越谷市大字南荻島字戸井一二五五番一地先から 同市大字南荻島字戸井一二五五番一地先まで</p>	区 間
<p>三七・六〇〽 四二・〇〇</p>	<p>三七・六〇〽 四五・七〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
一〇・〇〇		(メートル) 延 長
		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和六年一月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

指定番号	第五号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和六年一月十九日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字岩沢百二十一、百二十二、百三十一、百三十七、百三十八、百三十九、百四十、百四十一、百四十二、百四十三、百四十四の各一部並びに百二十一、百二十二、百三十八、百三十九、百四十一及び百四十二の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	二百二十一・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

指定番号	
指定に係る道路の種類	
指定の年月日	
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字双柳六十二―九並びに六十二―十四の一部並びに六十二―九及び六十二―十四の各先</p> <p>埼玉県飯能市大字岩沢百十一―五、百十一―六、百十一―一、百十一―三、百十一―五、百十一―六、百十二―四、百十二―五、百十二―六、百十四―八、百十四―九、百十四―十、百十四―十一、七百八十一―七、七百八十一―十七及び七百八十一―十八並びに百十一―四、百十四―一、百二十一―一、百二十一―二、百二十一―一、百二十一―二、百二十五―一、百二十五―二、百二十五―三、百二十五―四、百二十五―六、百三十八―六、百三十八―十二、七百七十九―七、七百七十九―十二、七百七十九―十四、七百七十九―十五、七百七十九―十六、七百七十九―二十五、七百七十九―二十六、七百八十一―五、七百八十一―六、七百八十一―八、七百八十一―十九、七百八十一―二十、七百八十二―三及び七百八十二―五の各一部並びに百十一―四、百十一―一、百十四―一、百十四―八、百十四―十、百二十一―一、百二十一―二</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	百九十・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十六・〇

指定番号	
指定に係る道路の種類	
指定の年月日	
指定に係る道路の位置	
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	
<p>十一、百二十一―一、百二十一―二、百二十五―二、百二十五―六、百三十八―六、百三十八―十二、七百七十九―十四、七百八十一―六、七百八十一―七及び七百八十二―三の各先</p>	<p>埼玉県飯能市大字岩沢五百二十九―七、五百三十一―十三及び五百四十六―二並びに五百二十九―三の一部並びに五百二十九―三、五百二十九―七、五百三十一―十三及び五百四十六―二の各先</p>
	<p>四十八・〇</p>
	<p>四・〇</p>
<p>埼玉県飯能市大字岩沢三百三十四―一及び三百三十四―二十一の各一部並びに三百三十四―一及び三百三十四―二十一の各先</p>	<p>四十七・八</p>
	<p>四・〇</p>

	指定番号				
	指定に係る道路の種類				
	指定の年月日				
<p>埼玉県飯能市大字岩沢百十八―二及び百十九―二並びに百十九―三、百十九―四、百二十一―一及び百二十一―二の各一部並びに百十八―二、百十九―二及び百二十一―二の各先</p>	<p>指定に係る道路の位置</p>	<p>二十九・二</p>	<p>指定に係る道路の延長 (単位メートル)</p>	<p>五・〇</p>	<p>指定に係る道路の幅員 (単位メートル)</p>
<p>埼玉県飯能市大字岩沢百十八―一、百十八―六、百十九―一、百十九―四、百二十二―一、百二十二―二、百二十三―二、百二十三―四、百二十四―一及び百二十四―二の各一部並びに百二十三―二及び百二十四―二の各先</p>	<p>指定に係る道路の位置</p>	<p>九十・四</p>	<p>指定に係る道路の延長 (単位メートル)</p>	<p>五・〇</p>	<p>指定に係る道路の幅員 (単位メートル)</p>
<p>埼玉県飯能市大字双柳六十一―二、六十二―二及び六十三―二の各一部並びに六十一―二、六十二―二及び六十三―二の各先 埼玉県飯能市大字岩沢百二十三―二の一部並びに百二十三―二の先</p>	<p>指定に係る道路の位置</p>	<p>四十三・〇</p>	<p>指定に係る道路の延長 (単位メートル)</p>	<p>六・〇</p>	<p>指定に係る道路の幅員 (単位メートル)</p>

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
<p>埼玉県飯能市大字岩沢四百六十七―二、四百六十七―三、四百六十七―八、四百六十七―九、五百十三―二、五百十三―三、五百十三―四、五百十三―五及び五百十三―七の各一部並びに四百六十七―二、四百六十七―三、四百六十七―八、四百六十七―九、五百十三―二、五百十三―三、五百十三―四、五百十三―五及び五百十三―七の各先</p>	指定に係る道路の位置
三十七・〇	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
九・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)



# 告示

## 埼玉県教委告示第五号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第六条第三項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定有形文化財は令和六年一月十九日をもって指定を解除された。

令和六年一月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

種類	名称及び員数	所在地	所有者
建造物	箭弓稻荷神社殿 一棟 付 棟札 二枚	埼玉県東松山市箭 弓町二丁目五番十 四号	箭弓稻荷神社